

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
字の区域の設置(九三〇・市町村課)	1
字の区域の変更(九三一・市町村課)	1
救急病院の認定(九三一・医務薬事課)	2
漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(九三三・水産漁港課)	2
大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する届出(九三四・商工業振興課)	2
公共測量終了の通知(九三五・建設管理課)	3
道路区域の変更(九三六、九三七・道路環境課)	3
宅地建物取引業者の免許の取消しの予告(九三八・秋田地域振興局建設部)	4
秋田県収納代理金融機関の指定の取消し(九三九・会計課)	4
告示	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)二件	4
土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)	5
農業委員会の交換分合計画の認可(仙北地域振興局農林部)	5

告示

秋田県告示第九百三十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由利郡由利町の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十一月十四日

秋田県知事 寺田典城

字名	設定区域
由利郡由利町小菅野字ゆりヶ台	由利郡由利町小菅野字釜ヶ淵 三の一、三の二、四の一から四の三まで、六、八の二、八の三、九の二、九の三、一〇の二、一三の二、一四の二、一九の二、二一の一から二二の三まで、二二の二、二二の三、三三、八五の二、八五の三、八六の一、八六の二、九一、九二、九七の二、九八の一から九八の三まで、一〇七、一一二の二、一一二の三、一一三の一から一一三の三まで、一一四、一一二の二、一一三の二、一一四の二、一一六の二、一一七、一一八、一一九の一から一九の三まで、一三〇の一から一三〇の四まで、一三一の一から一三一の三まで、一三二の一から一三二の三まで、一三三の一から一三三の四まで、一三四から一三九まで、一四〇の一、一四〇の二、一四一の一、一四一の二、一四二の一、一四二の二、一四三の一、一四三の二、一四四、一四五、一四六の一、一四六の二、一四七から一四九まで及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

秋田県告示第九百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、由利郡由利町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十一月十四日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
由利郡由利町平石字中地獄沢 一から四まで、五の一から五の三まで、六	由利郡由利町平石字後合

の一、六の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部 由利郡由利町平石字中地獄沢 七、八の一から八の五まで、九、一〇の一から一〇の一四まで、一一、一三、一四の一、一四の三、一五の一から一五の七まで、一六、一七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	由利郡由利町平石字堂林
--	-------------

秋田県告示第九百三十二号
 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成十五年十一月十四日

秋田県告示第九百三十三号
 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があつたので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調書を縦覧に供する。
 平成十五年十一月十四日

名称 由利組合総合病院	所在地 本荘市川口字家後三十八番地	認定の有効期限 平成十八年十一月十二日
----------------	----------------------	------------------------

秋田県知事 寺田典城

届出事項 発起人の住所及び氏名 山本郡八竜町浜田字堂前四十六番地一 清水勝夫 山本郡八竜町浜田字堤下十七番地の四 畠山成功	加入区 八竜町	事 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 八竜町漁業協同組合	指定漁船調書の縦覧の期間及び場所 縦覧期間 平成十五年十一月十四日から同月二十八日まで 縦覧場所 山本郡八竜町浜田字福沢六十二番地 八竜町漁業協同組合
--	------------	---	--

秋田県告示第九百三十四号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十五年十一月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 株式会社マルトヨ 代表取締役 小田原 正太郎
 湯沢市清水町四丁目二番四十号
 - (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルトヨ

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	秋田県告示第九百三十七号 秋田県知事 寺田典城
一 道路の種類 二 道路の区域 三 敷地の幅員(メートル) 四 延長(キロメートル)	一 道路の種類 二 道路の区域 三 敷地の幅員(メートル) 四 延長(キロメートル)	一 道路の種類 二 道路の区域 三 敷地の幅員(メートル) 四 延長(キロメートル)	一 道路の種類 二 道路の区域 三 敷地の幅員(メートル) 四 延長(キロメートル)	一 道路の種類 二 道路の区域 三 敷地の幅員(メートル) 四 延長(キロメートル)	一 道路の種類 二 道路の区域 三 敷地の幅員(メートル) 四 延長(キロメートル)	一 道路の種類 二 道路の区域 三 敷地の幅員(メートル) 四 延長(キロメートル)	一 道路の種類 二 道路の区域 三 敷地の幅員(メートル) 四 延長(キロメートル)

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年十一月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第九百三十七号

一 道路の区域

道路の種類 旧新別 路線名 区 間 敷地の幅員(メートル) 延長(キロメートル)

湯沢市清水町四丁目二番四十号
 (三) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 二千六百五十一平方メートル
 (四) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 零平方メートル
 (五) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
 平成十五年十一月一日
 (六) 変更する理由
 退店による
 二 届出年月日
 平成十五年十一月五日

秋田県告示第九百三十五号
 平成十五年秋田県告示第六百十八号の公共測量について、平成十五年十月十日終了した旨仙台台防衛施設局長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十五年十一月十四日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九百三十六号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十五年十一月十四日
 秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

一般国道	新	旧	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	百八号	百八号		
由利郡烏海町上川内字沖二四番二地先から字平根八番一地先まで	B	A	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	由利郡烏海町上川内字沖二六番一地先から字平根一四九番一地先まで	由利郡烏海町上川内字沖二四番二地先から字平根八番一地先まで	一八・五〇〇、六五・五〇	一・二六〇
由利郡烏海町上川内字沖二四番二地先から字平根八番一地先まで	一八・五〇〇、六五・五〇	一・二六〇	一・二六〇	一・二六〇

一般国道		新	旧	鹿角郡小坂町荒谷字寺ノ下四六番地先から字万谷七五番一地先まで
新	旧			
		二百八十二号	二百八十二号	"
				七・八〇〇一〇・七〇
				〇・八九一

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年十一月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第九百三十八号

次の宅地建物取引業者の所在及びその事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定に基づき、公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定に基づき、当該三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十五年十一月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 商号 株式会社 昂地所
- 二 代表者名 佐藤 重雄
- 三 事務所の所在地 秋田県秋田市川元松丘町二番二十九号
- 四 免許証番号 秋田県知事(一)第一八〇〇号
- 五 免許年月日 平成十二年十二月十五日

秋田県告示第九百三十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条第四項の規定による秋田県収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消したので、同条第九項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十一月十四日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	取消年月日
UFJ信託銀行秋田支店	秋田市中通二丁目二番二十一号	平成十五年十月三十一日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日 平成十五年十月二十九日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 秋田県こどもの日本語ネットワーク
 - 三 代表者の氏名 那波 百合子
 - 四 主たる事務所の所在地 秋田市川元松丘町四番二十五号
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、秋田県内に在住する日本語を母語としない児童、生徒、またはその関係者に対して、日本語支援に関する事業を行い、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
- 平成十五年十一月十四日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 申請のあった年月日 平成十五年十月三十日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 成瀬和紙の里

三 代表者の氏名

飯 泉 尚 弘

四 主たる事務所の所在地

平鹿郡増田町湯野沢字大道添四十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民・一般市民に対して、和紙づくりを通じた活動を提供し、それから生み出されるもの及び地域の自然から享受されるものの加工・販売を行い、広く地域・社会に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新城川土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名

秋田市外旭川字家ノ前六百六十一番地

佐 藤 鐵 雄

南秋田郡天王町天王字二田百四十八番地三

真 壁 末 治 郎

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八条第八項の規定により、千畑町農業委員会から申請があった土崎小荒川地区交換分合計画について、平成十五年十一月六日認可したので、同条第十項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄